

猪名川上流広域ごみ処理施設
環 境 保 全 委 員 会

第 7 1 回委員会会議録

令和4年12月5日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

第71回委員会会議録

1. 日時：令和4年12月5日（月） 18：33～19：19

2. 場所：川西市役所 7階 大会議室

3. 出席者 (◎委員長、○副委員長)

学識経験者	◎吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科教授
学識経験者	中嶋 鴻毅	元大阪工業大学情報科学部情報メディア学科教授
学識経験者	原田 正史	元大阪市立大学医学部准教授
学識経験者	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所名誉教授
学識経験者	○尾崎 博明	大阪産業大学工学部都市創造工学科名誉教授
学識経験者	渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科教授（欠）
周辺地域住民代表	清水 正克	国崎自治会
周辺地域住民代表	鈴木 啓祐	猪名川漁業協同組合
周辺地域住民代表	水口 充啓	黒川自治会
周辺地域住民代表	倉脇 也寸志	下田尻区
周辺地域住民代表	久保 文昌	野間出野区
組合区域住民	石津 顕	川西市在住
組合区域住民	安部 八洲男	川西市在住
組合区域住民	岡本 憲男	川西市在住
組合区域住民	笹崎 正彦	猪名川町在住
組合区域住民	西川 隆夫	豊能町在住
組合区域住民	小早川 悦子	能勢町在住
関係行政職員等	岸本 和史	阪神北県民局（欠）
関係行政職員等	阪元 恵一郎	水資源機構
関係行政職員等	中塚 直美	川西市
関係行政職員等	春名 恵介	猪名川町（欠）
関係行政職員等	星原 健男	豊能町
関係行政職員等	古畑 まき	能勢町
事務局	井上 博文	施設組合事務局長
事務局	樋口 大造	施設組合事務局総務課長
事務局	堀 伸介	施設組合事務局施設管理課長

4. 配付資料

- ・第70回環境保全委員会会議録（資料1）
- ・排出源モニタリング
 - ①大気質（排ガス）（資料2-1）
 - ②水質（資料2-2）
 - ③処分対象物（資料2-3）
- ・環境モニタリング
 - ①魚類調査（資料3-1）

5. 次第

1 議事

- (1) 第70回環境保全委員会会議録について（資料1）
- (2) 環境影響調査結果について
 - 2) - 1 排出源モニタリング
 - ①大気質（排ガス）（資料2-1）
 - ②水質（資料2-2）
 - ③処分対象物（資料2-3）
 - 2) - 2 環境モニタリング
 - ①魚類調査（資料3-1）

2 その他

開 会 18時33分

○樋口総務課長

皆さん、こんばんは。定刻を若干過ぎていますが、ただいまから第71回猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、11月1日付で事務局に異動がございましたので御報告させていただきます。施設管理課長でございました中村が派遣元の川西市に異動になりまして、後任としまして総務課長でございました堀が施設管理課長に就任しております。

○堀施設管理課長

堀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○樋口総務課長

また、堀の後任としまして私、樋口が総務課長になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の御出欠の報告でございます。学識経験者の渡辺委員、関係行政職員等の岸本委員より欠席の御連絡をいただいております。また、それ以外の委員でまだお見えでない委員もいらっしゃいますが、順次お見えになると思いますので先に進めてまいりたいと思います。

なお、本日は施設の管理運営業務を委託しております「JFEエンジニアリング株式会社」様と、環境影響調査業務を委託しております「株式会社オオバ」様から御担当者に出席いただいておりますので御報告させていただきます。

続きまして、資料の確認でございます。本日の会議資料につきましては、事前に郵送させていただきます。本日、資料をお持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

今回は事前に郵送しました会議資料のほかに、構成市町の委員以外の委員の皆様には机上に令和3年度ごみ処理事業年報を配付させていただいております。また、後ほど御覧ください。

それでは、会議資料の確認でございます。まず、本日の次第でございます。次に、前回の第70回の会議録でございます。その次にA4で1枚もので「第71回環境保全委員会 調査結果の概要」、その次にホッチキス止めで1冊にしております資料2-1の「環境影響調査 排出源モニタリング大気質中間報告」が2-1-8まで。資料2-2の「水質中間報告」が2-2-4まで。資料2-3の「処分対象物中間報告」が2-3-3まで。その次に2-3-4として、ダイオキシン類測定値変動グラフをつけております。その次に資料3-1「動植物調査結果報告」、今回は魚類調査が3-1-16まででございます。そのあと資料4、令和4年7月から9月「気象庁降雨量データ」4-3まで。「施設運転の概要」を4-4から4-6まで。最後に、「立上げ日報」を4-4から4-8までとなっております。

資料は以上でございます。不足等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

○委員

すみません。この資料についてですけれども、この間そちらから送っていただいたときに違っていると思われたら連絡するよというのがあったんですけれども、ちょっと遅くなって申し訳ないですけれども、たしか前回は最後にこれで終わりですと言ったのは7時だったと思うんですね。7時に終わりましたよね。それで7時半になっていて、小さなことかもしれないけれども。

○事務局

時間ですか。

○委員

はい。

○事務局

では、また確認させていただきまして訂正をさせていただきます。

○委員

お願いします。

○事務局

ほか資料の不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、委員長、議事の進行につきまして、よろしく願いいたします。

◎委員長

それでは、既に皆さんのお手元にあると思いますが、議事を進めさせていただきたいと思
います。まず、最初に前回の第70回の環境保全委員会の会議録についてということで、多
分さつき指摘があったのはこの議事録のことですか。2ページのところ。

○委員

12ページのところに。

◎委員長

ほかもありました。

○委員

閉会が7時半になっているので。

◎委員長

ほかも含めまして、何かお気づきの点、修正等ありますでしょうか。

○委員

ちょっとよろしいでしょうか。

◎委員長

どうぞ。

○委員

前々回のときに事務局に問合せとか、質問とかがあったとき、そしてそれを事務局がどん
な回答をしたかというのがあったら、ここで発表してほしいとお願いしていたんですけど
も、それが前回にもなかったし、今日はあるのかどうかちょっと、ここの中にないのでお聞
きしたいと思います。

○事務局

電話等、メール等で問合せはいろんな質問は来ています。その都度、組合として回答して送っています。いろんな質問があると思うんですけども、あんまり似通ったような質問があるようでしたら、以前もお答えさせてもらったと思いますけれども、ホームページ上で多いお問合せみたいな感じで載せてもらいますと言いましたけれども、そういった質問をこの保全委員会で取り上げるつもりはございません。

○委員

どんな質問があったか、どんな回答をされたかというのを知りたいと思ったらホームページを見るしかないのですか。ここに載せてくださるのかしらと思っていたので。

○事務局

載せることはないです。その都度お答えはします。

○委員

その質問をされたその本人の方しか分からない。

○事務局

そうですね。この委員会の場で取り上げるつもりはございません。

○委員

そうなんですか。私、それが住民の声としてここに載せていただくというわけにはいかないのですか。

○事務局

ここの保全委員会とは切り離して考えていますので。

○委員

そういうことなんですね。私がお願いしたのはここに載せてほしいと思ったんですけども、それができないということなんですかね。

○事務局

ここに載せるのはあくまでここで議論があったことを載せますけれども、その一般の問合せはこの保全委員会で議論として取り上げることは考えていません。

○委員

分かりました。また考えます。

◎委員長

議事録はいかがでしょうか。事前に一回は読んでいただいているかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御意見、あるいは修正がなければこの議事録で確認をさせてい

ただいたということにさせていただきます。

それでは、続きまして、環境影響調査の結果についてということで、順番に事務局から説明をよろしく申し上げます。

○事務局

それでは、環境影響調査結果について、御説明させていただきます。

今回御報告させていただきますのは、令和4年7月から9月に実施しました排出源調査及び8月に調査しました環境モニタリングの魚類調査結果でございます。

今回の調査結果につきまして、事務局で結果を見る限り注意を必要とするようなポイントは見当たりませんでした。

また、御説明させていただく資料については、事前に当委員会の学識経験者評価部会の委員の方々に資料を送付し確認をしていただきましたが、今回の調査結果に対しまして、御意見等はいただいておりますことを御報告申し上げます。

まず、環境影響調査の排出源モニタリング結果について、資料に沿って御説明をさせていただきます。

資料2-1の大気質中間報告を御覧ください。

2-1-1ページに調査内容と調査結果の概要を、次のページ、2ページから8ページは調査結果となっております。2-1-2ページに戻りまして、排ガス全般の調査につきましては、令和4年9月14日に実施いたしまして、調査した全ての項目において、自主基準値以下となっております。

連続監視結果につきましては、2-1-3ページから8ページにかけて焼却炉1号炉及び2号炉のごみ焼却量、窒素酸化物、二氧化硫や一酸化炭素などの連続分析測定の日平均の値を記載しております。特に異常となるような値は検出されておられません。

ページ少し飛びまして2-3-4ページを御覧ください。

こちらに、排ガス調査におけるダイオキシン類測定値変動グラフをつけており、グラフの下には1号炉及び2号炉の活性炭交換時期を記載しております。

2番目に水質調査でございます。資料2-2を御覧ください。

2-2-1ページには調査内容と調査結果の概要を、次のページ、2ページは下水道放流水の調査結果を、3ページは雨水排出水の調査結果を、4ページには図1として、それぞれの採水地点を示しております。

2-2-2ページに戻りまして、下水道放流水の水質につきましては、令和4年7月8日、8月5日、9月5日に調査を行い、全ての項目において基準値以下となっております。雨水排出水の水質につきましては、令和4年7月19日に調査し、全ての項目において、参考値

以下でございました。

3番目に処分対象物でございます。今回御報告します処分対象物は、溶融スラグと溶融飛灰固化物になります。

資料2-3をお開きください。

2-3-1ページには調査内容と調査結果の概要を、2-3-2ページは溶融スラグの溶出試験と含有試験の結果を、2-3-3ページは溶融飛灰固化物の溶出試験と含有試験の結果となっております。

溶融スラグにつきましては、土木資材などとして売却しており、また溶融飛灰固化物につきましては、山元還元業者に引き渡していることから基準の適用はございません。

環境影響調査の排出源モニタリング結果についての御説明は以上でございます。

◎委員長

ありがとうございました。排出源モニタリングにつきまして、大気質、水質、処分対象物ということで今御説明をいただきましたが、御質問あるいは御意見等がございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

1点ちょっとお願いなのですが、ページを戻ったり、もうこの繰り返しのいつものそういう説明なんです。物凄く分かりにくいです。もう順番にこれは、この順番に沿うように言ってもらったら、これは問題ありませんと、そんな感じで言ってもらえたらよっぽどありがたいのですが。もう戻ったりですね、何のことか頭がついていけないので、申し訳ございませんがお願いします。説明の方法だけ考えていただきたいなと思ひまして。

○事務局

申し訳ございません。次回もうちょっと御希望に添えるように分かりやすいように考えさせて説明させていただきます。

◎委員長

ほかに具体的な内容につきまして何かございますでしょうか。御質問あるいは御意見等。

特にはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、環境モニタリングの魚類の調査につきまして、御報告をお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、環境モニタリング結果について御説明いたします。

今回、御報告させていただくのは、動植物調査のうち魚類調査でございます。

○委員

もっと大きな声で言うて。

○事務局

資料3-1を御覧ください。

調査は令和4年8月9日、10日に実施いたしました。

3-1-1ページには調査内容を、3-1-2ページには調査地点位置図を、3-1-3ページには調査結果としまして表2-1に確認種を示しております。

今回の調査では、4目7科10種で合計276個体が確認されました。

3-1-4ページには、表2-2として重要種を示しており、5種の重要種が確認されました。

3-1-5ページは確認種数の推移を示しております。

3-1-6ページと7ページには、図2-2としてB地点、図2-3としてC地点の推移をグラフにしています。

図2-1は両地点の推移グラフにしていますが、種が重なっているものもありますので、B地点の数値とC地点の数値を足しても図2-1の数値にはなりません。

3-1-8ページは過去の調査で確認された重要種を示しております。

3-1-12ページから3-1-16ページまでは調査地点、調査風景、確認された魚の写真を添付しております。

まとめとしましては、昨年と比べて種の違いはあるものの、種数では変わらない結果となりました。アセス時を含め施設稼働以降の調査結果は、年度によって確認種数の多少の増減があるものの極端な増減は見られないので、事業による魚類への生息環境の影響は少ないと考えます。

環境モニタリング調査結果についての御説明は以上でございます。

◎委員長

ありがとうございました。今の御説明いただきましたけれども、内容につきまして何か御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

3-1-6と1-7の表のところなのですが、最近ちょっと確認種数がやや減少傾向にあるように思うのですが、その理由とか分かれば。

○事務局

これといった原因というのはつかめていないのですけれども、調査に入る時期はある程度毎年合わせて入るんですけれども、どうしても雨の降り具合とかで水位が例年より少ないとか、どうしてもそういう、条件が違った状態で調査していますので、その辺はちょっと影響しているのかなというのは思っています。それ以外は思いつかないところです。申し訳ございません。

以上です。

◎委員長

ほかに何かございますでしょうか。

○委員

単純な質問なのですが、3-1-8のページの選定基準というのが1、2、3、4、5、6とある。これはどういう意味なのでしょう。選定基準というのは1、2、3、4、5、6と分かるように、これはどういう意味なのでしょう。

○事務局

その表の下の注意書きのところの下と次の3-1-9ページにわたって1、2、3、4、5、6とあるんですけれども、そのどのどれに該当しているかという。

○委員

どういうあれで分かれて、1、2、3、4、5、6というのはどういう意味なのですか。

○事務局

1でいいますと文化財保護法で指定されている種か、また兵庫県のレッドリストに載せている種とか、大阪でも違っていたりして、そこに載ってるやつが重要種という、各重要種が決められてあるのでどこに該当しているかで、ここのどれかに入っていれば重要種としてカウントしています。申し訳ないです、上手に説明できていないみたいで。

○委員

よく分からないですね。1、2、3、4、5、6という意味がよく分からない。

○委員

僕が答えることじゃないかもしれないけど、1、2、3、4、5、6というのは選定基準で、文化財保護法だとか、兵庫県のレッドリストだとか、大阪府のレッドリストとか、そういうようないろんな選定基準がある、重要種に認定するに当たって。いろんな基準があるのでその基準の6つをここに全部載せたと、どの基準に該当するかというのがここの表の中に入っている。そういうことです。

○委員

いろんな基準がありますよという意味なんですか。1から6までであるというのは。

○委員

そうです。

○委員

そういう意味なんですか。

○委員

はい。だから、重要種と認定するのにたくさんの基準があるので、そのたくさんの基準をここに記録しているという、そういうことです。特に大阪府と兵庫県の境界付近にあるので、兵庫県の基準と大阪府の基準を両方この中に示しているという、そういう。

◎委員長

よろしいでしょうか。

○委員

3-1-3で、ヨシノボリ属の同定ができないということなのですが、ヨシノボリ属の採取を見ると30頭ぐらい捕まえているんですね。30頭も捕まえてなぜ種の同定ができなかったのかというのがまず1つ目。

それと、近年ドジョウがレッドリストに入ったということで、ドジョウが最後の3-1-8の表に載っているのですが、ドジョウは前のデータを見ると全部何もなしになっているけど、前の前年度から出ていなかったのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたい。

○事務局

まず1つ目の質問、調査に入ったオオバのほうに回答をお願いしたいと思います。

○株式会社オオバ

オオバでございます。調査を行わせていただきました。

まず1点目のヨシノボリ属ですけれども、個体数は多いんですけれども、全て未成魚でしてそういう状況で同定には至らなかったということでございます。

2点目のドジョウの件ですが、これは私が答えるものではないかもしれませんが、ドジョウはなかなか見つからない環境になっています。上流の地点は溪流環境でして、下の地点はダムの上り口になりますので。

○委員

そんなことじゃなくて、ドジョウというのは今回絶滅危惧の中に入ったので、今回印が入っていますよね。

○株式会社オオバ

はい。

○委員

前年度ずっと出ていないけれども、それは前の記録から出ていないのかどうかという、そのこと。

○株式会社オオバ

私の記憶ではドジョウはほとんど出ていなかったと思います。

○事務局

ちょっと確認します。

◎委員長

今、お答えをいただけるのでしょうか。それとももうちょっと後というか、この会議が終わってから確認するというのでしょうか。

○事務局

一応ドジョウが令和元年と平成27年に丸があるのですが、ちょっとそれ以前に確認されているかどうか併せて確認したいと思います。

○委員

では、よろしくをお願いします。レッドリストのランクというのは、毎年毎年変わるおそれがあるので、それに対応するような表をつくっておいてもらったらいいと思うのですが、今年初めて指定されたということで、今年いたら丸をつけると思うんですけども、じゃあ前年度はどうだったかというようなところまで入り込まないとその表の意味がないので、それとドンコが絶滅危惧から落とされたということで今回表は省いていますけれども、以前はドンコ自体は重要種ということで認められていたわけだから、やっぱりドンコも入れておいて本年度は重要種から外れたということでペケをつけておくとか、何かそういうようなことをしないと評価基準が変わるたびに内容ががらっと変わってしまうから継続性がないので、ちょっとその辺を修正していただいたほうがいいと思います。

○事務局

ありがとうございます。もうちょっと勉強させてもらってその辺も分かりやすい表にしていきたいと思います。

○委員

それともう1点。ヨシノボリの同定で幼生だったからと言われましたけど、どの程度まで精度を上げてやっているんですかね。例えばDNAで判定するようなことをやれば幼生であろうが何であろうが同定できていると思うんですけども、そこまではやらなくてもいいという、形態的な評価でやるということですかね。予算的にも苦しいからそこまではやらないという、そういうことですか。

○事務局

そういうことです。

○委員

分かりました。

◎委員長

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。魚類の調査ですが。

はい、どうぞ。

○委員

この施設を建設した当時も少し関わりがありまして、地域に住んでいる者として一庫は特にアユの産地であり、アユ茶屋があり、地元の産業として大いにアユは活用されていた時代があったわけですね。今、私ちょうど山下と一庫の境目のところで畑をやっているものですが、自分の自由時間の半分ぐらいそこで草刈りしたり、畑をしたりして見ているんですけども、ほとんど川にアユがない。それは何でかといったらむしろごみの施設ができるときには、ここで鉱山の跡地をごみ工場にするのに甲子園球場の2つ分ぐらいの土を動かしてしまって、こんなもん鉱毒が一気に出てくるんじゃないかと心配をしたけれども、結果としては鉱毒の流出にはつながらなかったからよかったけれども、現実面でいうたら、伊丹の昆陽池から飛んできたカワウという表現をしてもええぐらいたくさんのカワウがやってきて、川の中におる魚を全部食べていました。こういうのが実態だと思いますわ。それ以外にももちろん季節鳥も来ますよ。シラサギもアオサギも来ていますし、いろんな鳥がカワウも一緒やねんけれどもカワウが集団で来る姿は恐ろしい。これは清掃工場ができたけれども、川の環境は変わっていないということが、今回の調査の結果として確認できるということは非常に私はええことだと思います。やっぱりこういうことを契機にかつてのアユの復活といえますかね、アユとマス釣りも対象になるかと思いますが、地域の将来を考えると大阪万博の後には同時に進行しているのは日本の副首都構想、これは京阪神連結の中で日本の副首都機能を持っていこうというねんから、まさに我々のごみの施設組合で1市3町の区域内というのは副首都機能の配備が考えられてもおかしくない地域なんです。そういう意味合いで魚類調査もただよかったねだけじゃなくて、確かに清掃工場から出ている鉱毒類の中には心配されることはなかった、そこはええことだと思います。しかし、自然界の変わりでカワウをはじめたくさん鳥類が川も、川の中を見てもほとんど魚の姿は見えない。しかし、近づいてみたら小さなメダカはいっぱいおる。そういうことなので、ここまでの調査をしてやる以上、ただ清掃工場からの問題はありませぬよにとどまらず、ここにお集まりの皆さんに呼びかけたいんだけど、地域として一庫ダムを中心としたアユとか川の活用とか、こういうよう

なことも考えていこうじゃないですかということを私は申し上げたいと思って発言しました。

以上です。

◎委員長

ほかに何か御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、環境モニタリングの調査につきましての議事は終わりにさせていただきます。

それでは、最後に残りましたその他になりますが、事務局から何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○事務局

1点、御報告がございます。

不適合事象についての御報告です。事象は、運転員の負傷事故です。

国崎クリーンセンターでは、不適合事象について、内容等により区分1から区分4まで定めております。例を挙げますと、死亡事故が発生した場合や消防署によってもすぐに鎮火しない火災や爆発による火災などは区分1、設備の故障で施設の運転に重大な支障が発生した場合は区分2。

すみません、資料はないんですけれども、報告だけさせてもらいます。施設の運転に軽微な支障が発生した場合は区分3、施設の運転に影響のないものを区分4としております。

区分により、環境保全委員会を含め、報告先等を決めておりまして、今回、施設の運転には影響はありませんでしたが、区分3に該当する、運転員の負傷事故がありましたので、御報告させていただきます。

発生日時は、令和4年8月24日、16時20分頃です。不適合事象の発生概要といたしましては、搬入不適合物の木工品を切断後、片づける際に左手を停止中のチップソーの刃に打ちつけて人さし指を負傷したものです。

原因としましては、停止中の機器を片づける際の不注意により、左手を打ちつけてしまったことで発生しました。被害の状況としましては、設備・装置の被害はなく、人的被害は軽度であり、二次被害もなく周辺環境への影響もありませんでした。

不適合事象発生時の対応としましては、副所長付き添いで病院へ。

左手人さし指切創で3針縫合処置し、当日職場復帰されています。

今後の防止対策・改善策等については、1つ目として処理不適合物の処分方法を変更し、切断作業の廃止、2つ目としてチップソー（高速切断機）の作業手順書を作成する。3つ目として回転工具使用に当たり、適切な保護具や工具を選定する。4つ目として固定治具が容易に操作できるようにメンテナンスを実施する。5つ目として職員に安全対策の徹底と再発防

止に向けた安全教育を実施するとの報告があり、それぞれ実施されたことを確認しております。

組合としましても、委託事業者とともに、再発防止に向け、不適合事象対策委員会や労働安全連絡会で共有していくとともに、モニタリングを継続し、安全で安定した施設運営に努めてまいりたいと考えております。

不適合事象の報告は以上でございます。

それと、あともう1つ。資料4として毎回委員会資料に添付させてもらっているんですけども、これまで特にここの部分は説明してこなかったんですけども、その資料4が一体どういったものなのかというのを説明させていただきたいと思います。

過去の環境保全委員会での議論の中で、委員の方から要望のあったものを資料4として添付しております。

資料4の最初にあります、気象庁降雨量データですが、これはいろいろな調査を行ったときの気象状況がどうだったのかが分かるものをつけてほしいとの要望から、国崎に一番近い気象庁のデータを抽出して添付しています。

本年度でしたら、魚の調査であったり、ホテルの調査であったりなんですけれども、来年度になりますと、周辺大気の調査であったり、悪臭であったり、項目が大分増えますので、そういった調査をしたときにそのときの天気だったり、風がどうだったとか、温度がどうだったとか、その辺が分かるような資料として気象庁のデータを添付しています。

また、国崎クリーンセンターの稼働状況が分かるものとして、施設の運転概要を添付しております。

最後にありますのが、立上げ時の日報です。これは焼却炉立上げ時のバーナー着火から、排ガスがバイパスラインから排ガス処理装置のラインに切り替わって濃度が安定していく状況が時系列で分かる部分の日報を添付しております。

資料4の説明は以上となります。

◎委員長

ありがとうございました。不適合事象ですけども、今配ってもらっています。令和3年度も似たようなのが1件あったようなんですけども、それとまた内容としては違う内容なんですか。

○事務局

また別の事案で怪我されたこと。

◎委員長

分かりました。今、説明いただいたのは不適合事象に関することと、後ろにつけています

資料4、そちらについての添付した理由と御説明をいただきました。御質問あるいは何かありましたらお受けしたいと思いますけれども。

○委員

もう一遍。

◎委員長

はい。

○委員

構成1市3町の中で能勢のダイオキシンの問題を抱えて、いまだに痛めつけられているといますか、人口減少が激しく続いているのは豊能町です。日本の各市町村の中でもナンバー1、一番人口減少率の激しい状態になっていると私は推測します。かつて2万6,500までいっていた人口は1万5,000人に何とかとどめようではないかというのが目標になっている事態なんです。そのときに豊能のダイオキシン問題が発生したときにほぼ山場を越していた状況で田中という町長が出たときには、この1市3町のごみ施設の中で処理ができるんだというような発言をしていました。そんなことはできへんやろと私は思っていましたけれども、事実上できなくて、その在任中に死んだわけじゃなかったけれども、その何年か後に結局死亡に至りました。若い元大阪市役所の職員やった人でしたけどね。その続きに前後して、1期当選して1回落選して再度当選した町長も亡くなりました。この間に町長が、田中さん、最初の場合は町会議員の現職やったですけれども。

○委員

何の話かな。

○委員

そういう問題がこの清掃工場の建設の問題と絡んで発生したけれども、いまだに解決に至っていない現実があるということを知ってほしいということを申し上げているわけです。これはダイオキシン特別措置法というものがあり、ベトナム戦争に起因する毒物の発生の問題とですから、1市3町の施設で処理ができる問題であるとは私は考えていませんよ。しかし、そういう問題を一般の人たちは議論をしてきたけれども何にも解決できていない状態で、今トラック10台分に相当する汚染土壌と称する、事実上汚染あるのかないのか分からへんような事態までなっている状態だけれども、豊能町の役場の周辺に保管している実態がありますねん。これは雰囲気それをそういうことにさせるんだけれども、人口激減の最大の原因が私はそこにあると思っていますので、何とかしなければならぬという状況だけれども、今現職の町長も間もなく任期を迎えはるねんけど何の方向性も見出すことができない現実がある。ごみの焼却場をつくったときにそういう問題も含めて環境問題をきれいにしようやな

いかという大義があったと思いますので、ダイオキシン問題というのはそんな状況で残っていますよということを私もこの場で申し上げて、まず最大に何としても解決しなければならない課題であるというふうに思っています。この処理組合に持ち込んでどうのこうのということの議論をしているわけじゃないんですけども、環境問題としてまだ地域にはそんな問題が残っているということを御理解いただきたいと思います。

◎委員長

ほか。

○委員

答弁していただくことがあったらしてくださいよ。できへんかったということはできへんという理屈ぐらい私は分かっているけれども、当時の町長の。

◎委員長

ここで今日資料に出されたことと直接関係がないので御意見としては承りました。

ほかなければ、用意されている議事は以上なんですけれどもいかがでしょうか。事務局はよろしいでしょうか。

それでは、私から事務局にお返ししたいと思います。

○事務局

委員長、議事の進行につきまして、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、慎重かつ活発な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、第71回環境保全委員会を終了させていただきます。

なお、次回は年明けの令和5年の3月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

19時19分 閉会